

厚生労働大臣が定める院内掲示

近畿厚生局届出事項

- 当院は、下表の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

医科		
基本診療料	療養病棟入院基本料 1 (20 対 1)	1 病棟 52 床
基本診療料	障害者施設等入院基本料 (10 対 1)	2 病棟 112 床
基本診療料	特殊疾患入院施設管理加算	
基本診療料	療養病棟療養環境改善加算 1	
基本診療料	医療 DX 推進体制整備加算	
基本診療料	後発医薬品使用体制加算 3	
基本診療料	認知症ケア加算 2	
基本診療料	診療録管理体制加算 3	
基本診療料	データ提出加算 1、3	
特掲診療料	薬剤管理指導料	
特掲診療料	検体検査管理体制加算 (I)	
特掲診療料	運動器リハビリテーション料 (I)	
特掲診療料	呼吸器リハビリテーション料 (I)	
特掲診療料	脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)	
特掲診療料	CT撮影及びMRI撮影(16列以上64未満のマルチスライスCT)	
特掲診療料	医療機器安全管理料 1	
特掲診療料	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	
特掲診療料	輸血管理料 II	
特掲診療料	外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	
特掲診療料	入院ベースアップ評価料	

付記 ※1：入院基本料に係る届出内容の概要は該当するナースステーションに別途標記致しております。

※2：医科点数表第2章10部手術の通則の5及び6に掲げる手術についての掲示は別表標記しております。

- 当院は、入院時食事療養 (I) の届出に係る食事を提供しています。

入院時食事療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

※療養病床については、「入院時食事療養 (I)」を、「入院時食事療養 (I) 及び入院時生活療養 (I)」とします。



淀川若葉会病院